

「文化庁京都移転・私たちができること推進チーム」
文化庁ウェルカム動画の映像制作業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「文化庁京都移転・私たちができること推進チーム」
文化庁ウェルカム動画の映像制作業務委託

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託事業者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託業務契約締結時には、受託事業者の提案を踏まえた変更をする場合がある。

3 委託業務の目的

文化庁の京都移転を契機に、「文化の力で日本を元気にするために、自分たちに何ができるか」を考え、連携して互いの取組の推進を図るなど、市民ぐるみで行動することを目的に結成された「文化庁京都移転・私たちができること推進チーム」（以下、「文化庁チーム」という。）。

この京都に息づく「日本伝統の生活文化、精神文化や、多彩な文化芸術」の更なる振興・発信に取り組むチームメンバーから、3団体をピックアップし、活動紹介を動画にまとめるとともに、文化庁の京都移転を歓迎する要素も含めた、「文化庁ウェルカム動画」を制作する。また、メンバー全員が参加する文化庁の京都移転を歓迎するメッセージリレー写真スライド動画も制作し、幅広い層の方に発信して、京都文化及び文化庁の京都移転について知っていただく。

【文化庁チームサイトURL ⇒ https://tsukuru-kyoto.net/bank_activity/】

4 委託業務の内容

企画・デザイン、取材・撮影、ナレーション、作画、編集等のすべての業務

(1) 映像制作

ア 制作の留意点

- ・文化庁の京都移転について伝えつつ、幅広い層の方が興味を持ち、深く印象に残る企画（タイトル、趣旨、コンセプト、シナリオ、デザイン、音楽・効果音等）とすること。
- ・音を出すことができない施設等での放映も考慮し、無音でも理解しやすいよう、必要に応じてテロップ等を用いること。

イ 映像の用途

- ① 関連事業の会場や関連施設、その他市関係施設での上映
- ② インターネットでの発信
- ③ その他

ウ 仕様

- ① 文化庁チームメンバーから3団体をピックアップし、団体の活動紹介を含むウェルカム動画の作成
尺3～5分程度、全カラー、ハイビジョン、ステレオ音声
- ② 文化庁チームメンバーが文化庁の京都移転を歓迎する言葉を書いたフリップ等を持ち発信するメッセージリレー写真スライド動画（全14団体）
尺2～3分程度、全カラー、ハイビジョン、ステレオ音声

エ 納品物

- ① DVD20枚（本庁1，区役所11，支所3，予備5）DVDビデオ形式MPEG-2，片面一層，各ラベル面にタイトル等を表示，パッケージ入り，チャプターあり
- ② DVD10枚（wmv形式5枚，mp4形式5枚）
データをwmv形式（Windows Media Player(ver.10以上)）で閲覧可能なものとmp4形式で記録したもの

オ 納期

令和2年3月13日（金）

(2) その他

- ・ より多くの方に映像を見ていただけるよう，インターネット（SNS等）を活用した広報やインターネット配信した映像の視聴者数を増やす取組等，効果的な広報を行うこと
- ・ 上記広報の方法や時期等について，事前に京都市と協議し，承認を受けた上で実施すること。

5 制作手順

- (1) 受託事業者は，京都市と構成内容及びスケジュールについて協議を行う。
- (2) 受託事業者は，(1)の協議に基づき，シナリオ案及び絵コンテ等を作成し，京都市に提出する。
- (3) 京都市は，提案されたシナリオ案を校正し，シナリオ等を確定する。
- (4) 受託事業者は，シナリオ等に基づき，京都市と十分協議を行いながら，収録・編集の作業を行う。

6 納品先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市総合企画局総合政策室 SDGs・市民協働推進担当（担当：坂巻・岩田）

TEL：075-222-3178

7 留意事項

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託事業者との間で協議を行う。

協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報の取扱い

受託事業者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後においても、同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託事業者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。